

令和2年度(4月入所二次選考・5月選考以降～) 保育所等利用案内(旭区版)

令和2年度 4月入所二次申請以降の流れ



選考の流れ

- ◆ 4月入所一次選考結果発表 (1月末～2月上旬までに)
↓
- ◆ 4月入所二次選考
↓ 一次選考後、募集人数がある園を対象として、4月1日入所の選考を行います。

〈受付期間〉 令和2年1月6日(月)～令和2年2月10日(月)
〈結果公表〉 令和2年3月10日(火)前後

↓
- ◆ 5月入所選考…以降、令和3年3月選考まで毎月選考

〈受付期間〉 「令和2年度横浜市保育所等利用案内」P10にて申請受付期間をご確認ください。

選考の対象になる方

旭区に住民票がある
未就学児のうち

- ・ 令和2年度4月二次～各月選考以降から新たに申請される方
- ・ 令和2年度4月一次以降の選考において利用保留となった方

※自動的に令和2年度末まで選考対象となりますので、改めて再度手続きをする必要はありません。
ただし、希望する園を追加・変更する場合や、申請時点から世帯や保育を必要とする理由等の状況に変更が生じた場合は、受付期間内に手続きにお越しく下さい。
選考不要となりましたら、速やかに取下げの手続きをお願いします。



転園申請が保留となった方へ

転園が成立した場合、元の園に戻る事ができませんので選考不要となりましたら速やかに取下げの手続きをお願いします。

申請の前に

- 「令和2年度横浜市保育所等利用案内」をよくお読みいただき、必要な書類等をご準備ください。
保育所等を利用するための要件、各月選考の締切日、必要書類等ご案内全般が掲載されています。
- 利用申請書類を提出する前に、ご希望施設へのご見学を、強くお勧めしています。
事前に施設へご連絡のうえ、日程を調整してください。

受付方法

旭区こども家庭支援課(旭区役所3階32番窓口)
窓口にて申請してください。 月～金(祝日除く) 開庁時間内



郵送での受付は行っていません。

※申請後の追加書類提出に限り、締切日必着であれば郵送可能な場合があるので、ご相談ください。
ただし、郵送事故等については当方では一切責任を負いませんので予めご承知おき願います。
窓口受付時、その場で審査する事はできません。

書類に関する注意点 ※必ず下記の注意事項をご確認ください。



- 書類は、原本をご用意ください。提出された書類は返却できません。
提出書類の写しの提供等も原則行っておりません。ご提出の前に、就労証明書を含む全ての書類に未記入・誤り等がないか、ご自身で責任を持ってご確認ください。
- 複数のきょうだいを同時に申し込む場合
きょうだい1名につき、各々原本が必要な書類は、【A給付認定申請書・B利用申請書・Dマイナンバー記入用紙】です。それ以外の書類は、きょうだい全員のお名前をご記入のうえであれば、原本は1枚で結構です。
- 不備・不足がある場合でも、締切日までに提出された書類に基づき選考を行います。
締切日以降の提出書類は、利用保留となった場合の翌日以降の選考審査に反映されます。
- 令和2年度申請に使用する証明書類を、ご本人やごきょうだいの在園継続のための証明書類やその他用途にて併用を希望する場合は、提出時に必ずその旨お伝えください。各書類の提出・受理後に異なる用途へ転用することはできませんので、予めご承知おきください。

次の方は、申請準備の前に必ずご相談ください

◆特別な配慮が必要なお子さまの入所をご希望の方

- ・障害のあるお子様や、特別な支援や医療的な配慮が必要なお子様の申請を希望される方は、旭区こども家庭支援課の窓口へ事前相談が必要となります。お早めにご相談ください。



利用内定後、申請書に記載された内容と、実際のお子様の状況等が異なるときは、内定した保育施設・事業をご利用できない場合がございます。

◆1つでも横浜市外の保育所の入所をご希望の方

- ・入所を希望する市区町村に問い合わせをして、申込方法・申請締切日・必要書類をご確認ください。
- ・上記事項を確認したうえで、横浜市用の必要書類一式と併せて、旭区こども家庭支援課の窓口に必要な書類をご提出ください。



横浜市外のみ保育所等を申請する場合、希望先の市区町村の申請締切日の約2週間前までに旭区こども家庭支援課の窓口へ提出する必要があります。
市内・市外の保育所等を両方申し込む場合の期限は、希望先の市区町村の申請締切日をご確認のうえ、旭区こども家庭支援課へお問い合わせください。

◆申請時に横浜市外にお住まいの方

- ・申請時にお住まいの自治体を通して申請していただくことになります。申請方法・締切・必要書類等の詳細については、事前に余裕をもってお住まいの自治体及び旭区役所こども家庭支援課へお問い合わせください。
- ・横浜市旭区への転入予定を前提として申請される方は、可能であれば横浜市の様式にて申請書類をご用意ください。

その他全体を通した注意事項

- ・給付認定保護者の変更について
申請児童やごきょうだいが給付認定を既に受けている場合、従来の給付認定保護者名で給付認定を行います。給付認定保護者変更をご希望の場合は、旭区こども家庭支援課へ手続きについてお問い合わせください。

